

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

詐欺等の金融犯罪にご注意ください

○当社や当社の商品等を騙った不審なメール・電話にご注意ください。

金融機関等を装って電子メールを送付し、電子メールを受信されたお客さまをその金融機関とはまったく関係のない虚偽のページにアクセスさせ、暗証番号（パスワード）などの重要な情報を入力させることにより、個人情報を取得する行為が発生しています（フィッシング詐欺）。

当社では、電子メール等で保険金・給付金のお支払金額のご案内や、お客さまの口座情報をお伺いすることはありませんので、ご注意ください。

○当社の社員や代理店を名乗る者による金員の詐取にご注意ください。

当社の社員や代理店を名乗る者が、保険料等の名目や架空の投資話で個人名義等の口座に振り込ませたり、私製の領収証等を用いて、金員を詐取する事案が発生しています。

当社では保険料のお振り込みに際して、当社名義以外の口座をご案内することはございません。また、お客さまから当社の社員や代理店が保険料等として現金・小切手を受領する場合には、必ず当社所定の保険料領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）をお渡しいたします。当社の社員や代理店が、私製の領収証や名刺等を用いて、お客さまから現金・小切手をお預かりすることはございませんので、ご注意ください。

○保険証券および保険料領収証について

当社では、ご契約いただいた後、保険証券を当社より直接お客さまに郵送しております。また、保険料を現金・小切手で当社社員や代理店にお支払いいただいた場合、当社所定の保険料領収証を発行しております。

次のような場合は、下記「お客さまサービスセンター」までご照会ください。

- ・ご契約後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合
 - ・保険証券および保険料領収証の表示内容が、保険申込書などに記載された内容と不一致の場合
 - ・保険証券に表示された保険料のお支払方法（月払／半年払／年払など）が、お申込時の内容と不一致の場合
 - ・保険料を現金・小切手で当社社員や代理店にお支払いいただいた場合に、当社所定の保険料領収証をお受け取りになっていない場合
- なお、口座振替払、クレジットカード払、およびお客さまが金融機関やコンビニエンスストアの店頭で当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は保険料領収証を発行しておりません。
- ・市販されている領収証など、当社所定でない保険料領収証をお受け取りになった場合
 - ・保険料領収証の「保険契約者」、「保険料」、「領収日」が未記載または訂正されている場合、社印のない場合、保険料領収証の記載が複写式でない場合

<お問い合わせ先> お客さまサービスセンター

電話 : 0120-324-386 (無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます)

受付時間 : 月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除きます)

以上